



日経ビジネスに見る「経済先読み・解説」 178号

経営コンサルタント 栗田 剛志 13.2.11

発行元：m9コンサルティング

<http://www.m9consulting.biz>

このメールマガジンは、今週発売となる日経ビジネスの中から気になった記事を選び、私なりの視点で考えたことについてお伝えするものです。会社での朝礼時のネタ、取引先との会話、同僚との間の話題づくりにお役に立てたらと思い、毎週月曜日に発信いたします。

「日経ビジネス2013年2月11日号 no.1678

『倒産予備軍10万社の行方～円滑化法終了、途絶える延命措置』より

【競争力をつけるには競争するしかない】

今の仕事をするまで、お金を借りるということは、ものすごく特別なことだと思っていました。銀行に行ってお金を借りることは、一般的なサラリーマンにはあまり経験することではありません。

たしかに、カードで買い物をすることや、車でローンを組むことも借金と同じです。しかし、それには等価のモノがついてきますし、住宅以外は借り入れる金額が身の丈から大きく外れることはありません。

一方で、事業を行う方々は、事業規模を拡大するためにお金を借りる必要に迫られます。すべて自己資金で賄えればそれに越したことはないのですが、経営のスピードを追求するには、借入を必要とすることがどうしても出てくるのです。

借りたお金が返せなくなってしまうたら、残念ながら事業はそれまでとなってしまいます。ゲームオーバーです。あってほしくないことですが、それが資本主義の本質です。

金融円滑化法とは、この資本主義の本質を覆す「借りたお金を返さなくてもいいですよ」という法律です。この法律が3月末をもって終わります。

ポスト円滑化法。この先はどうなるのでしょうか。

借りたお金は返す。これは常識です。初めから踏み倒すつもりで借りる人はいませんし、貸す方も返ってくるものだと思て貸します。

それが、リーマンショックを皮切りに、事業が思うように行かなかったり、景気の低迷で必要な売上が確保できなかったりして、お金を返したくても返せない事業者さんがたくさん出てきました。

そんな時、「一定期間であれば、元本分の支払いをしなくてもいいですよ」という法律ができたのです。2009年の年末のことでした。

効果はてきめんでした。リーマンショック以降、欧州の金融危機、原油価格の高騰、円高などたくさんの混乱によって日本経済は低迷を続けたものの、この法律のおかげで倒産件数は低い水準で推移しています。

この法律を導入した亀井静香・元金融相は、その当時のことをこう言っています。

「当時の経済は悲惨な状態。法律を作る直前に、私の地元で知り合いの社長が自殺した。大変厳しい取り立てにあったと。びっくりしたけど、次の社長候補も自殺しちゃった。社長になったら借金をかぶらないといけなから。中小、零細企業が金繰りなんかで命を断つなんて、あってはならない。

本来は法律を作る必要はなかった。金融機関がちゃんと責任を果たせばいいんだ。でも、銀行が役割を果たさないから、法律を作って介入した」

それに対し、竹中平蔵氏は、こう言っています。

「この措置で息を吹き返し、良くなった企業も間違いなくあると思う。でも、申請件数が300万件を超えた状況を見ると、やはり産業の新陳代謝を遅らせた効果の方が大きいと推察される」

経済政策には、「助ける政策」と「解決する政策」という2通りがあると竹中氏は言っています。

円滑化法は典型的な「助ける政策」です。本来であれば、同時に「解決する政策」を打たなければならなかったのですが、助けるに重点を置くばかりで、日本の問題を解決する政策がありませんでした。

法律終了後にどんな影響がでるかとの問いに対して、亀井氏、竹中氏は、「期限が切れたら倒産は増え、日本を支える底辺の企業が大変なことになる。地域経済にネガティブな影響が出て、資本力が弱い金融機関の再編につながる可能性が高い」と言っています。

金融庁によると、昨年9月時点で約370万件の返済猶予に関する申し込みがあり、9割超の金融機関が応じたとしています。

返済猶予の債権額は累計100兆円に上り、利用企業数は、30万から40万社とされています。

私はこの数字を聞いて、ものすごく違和感を覚えます。「30万から40万社」と、10万社もの幅が生まれるのはどうしてでしょうか。

数えようと思えば、正確に数えることができるものです。何度も利用を繰り返す企業の実態が把握できていないためというのが理由とされていますが、なんだか腑に落ちません。この問題の根深さが伺えます。

また、猶予を受けた事業者の多くが、根本的な経営状況の改善に至っていないとも言われています。

金融庁は足元の不良債権処理の動向を踏まえ、5～6万社の企業が転廃業か事業再生が必要になるとの見方を示しています。

一方で、企業倒産動向に詳しい東京商工リサーチの役員さんは、こう言っています。

「金融庁の胸算用は少なく、最大10万社は再生の見通しが立たない。返済猶予期間は平均6ヶ月が多い。3月に法律が切れると夏以降に次の条件変更を話合うが、金融機関が認めない例が出る」

曲がり角は、今年の夏以降に訪れるのかもしれません。

私の仕事は、社長さんの想いを汲み取り、それをお手伝いすることです。社長さんが「やりたい」と言えば、それを実現できるように全力で頭と手足を動かすことです。やりたいということにストップをかけることは、ほとんどありません。どうしたらできるかを考えるのが仕事だからです。

もし、私のところに円滑化法終了によって息も絶え絶えの事業者さんがやってきて、「事業を続けたいんだ」と言ったらどうするでしょうか。

「競争力をつけるには、競争するしかない」

これは、経済の競争力に関する名言です。競争するとは、とてもつらく厳しいものです。競争ですから、勝者がいる一方で敗者も出ます。

円滑化法を利用することとは、一時の時間をもらってその間に鍛え直し、再度競争の渦中に飛び込むことだと私は認識しています。

まずは、「これまでの猶予の間、何をどう鍛え直したのか」を聞くでしょう。お聞きした話の内容によっては、諦めさせることも仕事のひとつになるのかもしれません。